

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会の定款に基づき、代議員および役員の選出に関する事項について定める。

(選挙管理委員会)

第2条 この規則による選挙の管理執行は、選挙管理委員会が行う。

2 委員は、理事長が理事会の議を経て、正会員の中から概ね5名を選んで委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱後に行われる社員総会により新たな役員が選任されるまでとし、委員が代議員に立候補した場合は、立候補の時点で解任されるものとする。

4 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

5 委員長は、委員の中から互選する。

6 委員会は、代議員および理事の定数を本規則により決定する。

7 委員会は、選挙の実施方法・日程等の必要事項を決定し公示する。

8 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(地域ブロック)

第3条 地域ブロックは、全国を次のように分ける。

2 正会員は連絡先として学会に届け出た住所地の地域ブロックに所属するものとする。

1. 北海道 北海道

2. 東北 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

3. 関東甲信越 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都
神奈川県 山梨県 長野県 新潟県 国外

4. 中部 富山県 石川県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県
三重県

5. 近畿 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県

6. 中国 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県

7. 四国 徳島県 香川県 愛媛県 高知県

8. 九州 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県
鹿児島県 沖縄県

第2章 代議員の選出

(選出方法)

第4条 代議員は、正会員の中から地域ブロックごとに選出する。

(選挙権および被選挙権)

第5条 選挙権は、選挙の直前の10月1日時点で入会していた正会員に限りこれを有する。被選挙権は、選挙の直前の10月1日時点で正会員歴が3年以上でかつ会費納入に遅滞の無い者がこれを有する。

2 第10条4項の規定にかかわらず、現職の理事および監事は被選挙権を有する。

(代議員定数)

第6条 代議員定数は、定款の定めに基づき各地域ブロックごとに正会員10名につき1人の割合で定める。

(候補者)

第7条 候補者とは、立候補した者をいう。

(投票)

第8条 選挙は無記名投票で行う。

2 選挙人は、所属する地域ブロックの候補者名簿の中から候補者3名以内を選び投票する。

3 投票用紙に、候補者名簿に無い者の氏名を記入したもの、同一候補者名を複数記入したもの、および候補者名が不明確のものは無効とする。なお、これは該当の票のみを無効とする。

(開票)

第9条 開票は、選挙管理委員会により役員立ち会いのもとで実施される。

2 正会員は誰でもこれに立ち会うことができる。

(当選者の決定)

第10条 得票数の多い順の上位より定数を選出し当選者とする。

2 得票数が同数の場合は、選挙管理委員会が抽選により順位を決定する。

3 立候補受付が終了した時点で候補者数が定数以内の場合は、投票を行うことなくすべて当選とする。

4 代議員が社員総会において理事あるいは監事に選任されたときは、その時点で代議員の資格を失うものとする。

5 代議員の任期中に欠員が生じたとき、次点者がいる場合は繰り上げて当選とする。その者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

6 第5条第2項により現職の理事または監事が代議員に選出された場合は、理事選挙および監事選挙に立候補することについてのみ権利を有し、社員総会での議決権やその他の代議員の権利を有さない。理事または監事に選任されなかったときは、この権利の制限が解除される。

第3章 理事および監事の選出

(選出方法)

第11条 理事の選出は、全国区選挙、地域ブロック選挙、理事長指名により行われる。監事の選出は、全国区選挙により行われる。

2 全国区理事選挙および監事選挙をまず実施し、そのあと地域ブロック理事選挙を行うものとする。理事および監事に重複して立候補することは認められない。

(選挙権および被選挙権)

第12条 選挙権は、新たに選出された代議員がこれを有する。理事および監事の被選挙権は、新たに選出された代議員のうち、立候補受付終了日に満70歳未満の者がこれを有する。

2 理事および監事の全国区選挙は、代議員による選挙とし、前項に定めるすべての代議員が選挙権および被選挙権を有する。

3 理事の地域ブロック選挙は、第1項に定める代議員のうち、当該の地域ブロックに所属する代議員が選挙権および被選挙権を有する。

4 理事長指名の理事は、新たに選定された理事長が正会員の中から学会運営に特に必要とする若干名を指名し社員総会に選任を求める。

(理事および監事定数)

第13条 全国区選挙により選出される理事の定数は、概ね正会員700名につき1人の割合で定める。

2 地域ブロック選挙により選出される理事の定数は、各地域ブロック別に概ね正会員450名につき1名の割合とし、地域ブロックにおける正会員数が450名以内の場合は1名とする。

3 全国区選挙により選出される監事の定数は、2名とする。

4 理事定数の正会員に対する割合は、正会員数の変動を考慮し、定款で定める範囲内において理事会で変更することができる。

(候補者)

第14条 候補者とは、立候補した者をいう。

(投票)

第15条 選挙は無記名投票で行う。

2 全国区選挙において選挙人は、理事および監事の候補者名簿の中から定数以内を選び投票す

る。

3 地域ブロック選挙において選挙人は、所属する地域ブロックの候補者名簿の中から定数以内を選び投票する。

4 投票用紙に、候補者名簿に無い者の氏名を記入したもの、同一候補者名を複数記入したもの、および候補者名が不明確のものは無効とする。なお、これは該当の票のみを無効とする。

(開票)

第 16 条 開票は、選挙管理委員会により役員立ち会いのもとで実施される。

2 正会員は誰でもこれに立ち会うことができる。

(当選者の決定)

第 17 条 得票数の多い順の上位より定数を選出し当選者とする。

2 得票数が同数の場合は、選挙管理委員会が抽選により順位を決定する。

3 立候補受付が終了した時点で候補者数が定数以内の場合は、投票を行うことなくすべての候補者を当選とする。

第4章 理事長の選定

(選定方法)

第 18 条 理事長(代表理事)は、定款に従い理事会において選定される。

(附則)

本規則は、平成23年7月1日に開催された第2回定時社員総会において承認され、同日より施行する。

本規則は、平成25年5月19日に開催された第5回定時社員総会において承認され、同日より施行する。